



規則第四条第四号に規定する分別基準適合物

規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種

○厚生省令第二号  
通商産業省

平成十一年十一月十六日

厚生大臣 丹羽 姊哉  
通商産業大臣 深谷 隆司

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第三十五条の規定に基づく市町村長の申出に関する省令の一部を改正する省令

申出に関する省令(平成八年四月二日通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

二三

附則第二項

改め  
る。

法附則第二条第一項に規定する特定事業者による平成十一年度における法第十二条第一項の再商品化義務量の再商品化については、第一条第一項中「当該年度の前年度の三月末日までに」とある

省令（平成十一年厚生省令第一号。以下「平成十一年改正省令」という。）施行後遅滞なく」とする。

規則第四条第四号及び第六号の分別基準適合物に係る平成十二年度における法第十二条第一項の再商品化義務量の再商品化については、第一条第一項中「当該年度の前年度の三月末日までに」とあるのは、「平成十一年改正省令施行後遅滞なく」とする。

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附  
則

四月一日から旅行する

告示  
○総理府告示第四十六号  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第七十四条の二第一項の規定に基づき、日本原子力研究所法第三十八条の三等の規定に基づき内閣総理大臣の権限を科学技術庁長官に委任する告示(昭和四十二年八月一日総理府告示第三十三号)の一  
部を次のように改正する。

平成十一年十二月十六日

内閣総理大臣 小渕 恵三

第二の二中「第六十一条の五」の下に「第六十一条の九の二第一項及び第三項」を、「第六十一条の十四」の下に「第六十一条の二十三の六」を、「第六十一条の十七第二項」の下に「第六十一

の二、第六十一条の二十三の二、第六十一条の二十三の七第一項」に「第六十八条第五項及び第七項」を「第六十八条第七項、第八項、第十二項及び第十三項」に改め、「第六十一条の二十一」の下に「第六十一条の二十三の十六」を加え、第二の十中「要請」の下に「及び第六十一条の二十三の第七項の実施指示書の交付」を加え、第二の十一中「第六十一条の二十二」の下に「第六十一条の二十三の十九」を加え、第二の十二中「第六十七条第一項、第二項及び第三項並びに」を「第六十七条第一項、第二項及び第三項並びに」に改め、「第六十一条の二十三の二十の規定により準用される場合を含む。」第六十七条第一項、第二項、第三項及び第四項まで及び「第六十一条の十三中「第六十八条第一項、第二項及び第三項」を、「第六十一条の二十三の二十の規定により準用される場合を含む。」第六十八条第一項から第四項までに「並びに」を「及び」に改め、第二の

日本国政府は、平成十年十一月四日にウイーンで署名された「核兵器の不拡散に関する条約第三条及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書」の効力発生のための日本国の法律上及び憲法上の要件を満たした旨を、平成十一年十二月十六日に国際原 子力機関に通告し、同機関は同日にこの通告を受 領した。よつて、同議定書は、その第十七条の規定に従い、同日に効力を生じた。

日本国政府は、平成十年十一月四日にウイーンで署名された「核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書」の効力を発生のための日本国の法律上及び憲法上の要件を満たした旨を、平成十一年十二月十六日に国際原子力機関に通告し、同機関は同日にこの通告を受け領した。よつて、同議定書は、その第十七条の規定に従い、同日に効力を生じた。

外務大臣 河野 洋平